

第5期大阪府地域福祉支援計画 中間見直し について (構成案)

資料3

第5期大阪府地域福祉支援計画の構成

章	大項目	中項目	小項目	細項目	
1	地域福祉の理念	1 はじめに		これまでの取組みや新たな地域課題への対応等を踏まえ、計画策定	
		2 地域共生と大阪府の方向性		地域共生社会の実現	
		3 地域福祉とは		地域福祉の定義 等	
		4 地域福祉の推進に向けた原則		①人権尊重と住民主体 ②ソーシャル・インクルージョン ③ノーマライゼーション	
		5 地域福祉を推進する各主体の役割		地域住民、民間団体、市町村、大阪府	
2	計画策定に向けて	1 計画策定の趣旨	(1) 地域福祉を取り巻く状況の変化	①人口・世帯構造の変化 ②雇用情勢等の影響 ③大規模災害 ④新型コロナウイルス感染症 ⑤社会福祉法改正	
		2 位置づけ		社会福祉法§108に基づく計画、大阪の再生・成長に向けた新戦略、万博ビジョン、各行政計画との連携 等	
		3 府の基本視点		SDGs 先進都市、ユニバーサルデザイン社会・大阪、市町村優先の原則、地域実情に応じた取組みの支援	
		4 ビジョン		誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会 等	
		5 期間		計画期間 (R6～R11年度)、中間年 (R8) に点検・見直し	
3	包括的支援体制の	1 包括的支援体制の	(1) 「つながりの再構築」	大阪府における包括的な支援体制 (イメージ)	
		2 地域福祉施策の方向性		4つの方向性の提示	
	3 具体的施策	(1) セーフティネットの拡充	①重層的支援体制整備事業の推進		
			②地域における権利擁護の推進		
			③生活困窮者への支援		
			④虐待やDV防止に向けた地域における取組みの推進		
			⑤様々な課題への対応 (ひきこもり支援、ヤングケアラー支援、自殺対策、依存症対策、困難女性支援、孤独・孤立対策)		
		(2) 地域福祉を担う多様な人づくり	①地域福祉のコーディネーターの連携		
			②民生・児童委員が活動しやすい環境づくり (担い手確保、資質向上 等)		
			③ボランティアの参加促進・多様な機会創出		
			④災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 (避難行動支援体制の充実、災害派遣福祉チームの体制強化、社会福祉施設における災害対策)		
			⑤介護・福祉人材の確保・育成 (人材確保・定着、参入促進、資質向上)		
			⑥教育・保育人材の確保 (養成及び修業促進、定着、資質向上)		
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化	①安全・安心な福祉のまちづくりの推進 (居住支援、担当部局との庁内連携 等)				
	②社会福祉協議会に対する活動支援 (府社協の活動支援、地域貢献委員会、地域福祉力強化)				
	③地域の多様な主体 (企業、福祉施設等、隣保館、NPOなど)				
	④福祉基金の活用・推進 (効果的な活用、助成事業の見える化推進)				
	⑤矯正施設退所予定者等への社会復帰支援 (地域の支援者への理解促進、地域生活定着支援センターの課題検討、再犯防止に向けた取組み)				
(4) 市町村支援	⑥第三者評価等による福祉サービスの質の向上 (評価の受審促進、第三者委員の設置の促進、スキルアップ等)				
	⑦社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査 (社会福祉法人等への指導監査、事業運営の確保)				
	①市町村の取組みに対する支援				
		②市町村地域福祉計画等の策定・改訂支援			
4	計画推進	1 推進体制		関係機関の連携によるオール大阪体制、財源確保	
		2 進捗管理		毎年、取組状況を管理、審議会へ報告、府HPへ公表	

中間見直しでの主な追記・修正事項

章	項目	概要
1	地域福祉の理念	1 はじめに 2 地域共生と大阪府の方向性 3 地域福祉とは 4 地域福祉の推進に向けた原則 5 地域福祉を推進する各主体の役割
		※1 「権利擁護支援体制推進分科会」において「成年後見制度利用促進基本計画に基づき府が定める方針」等について審議中
2	計画策定に向けて	1 計画策定の趣旨 2 位置づけ 3 府の基本視点 4 ビジョン 5 期間 包括的な支援体制整備に向けた対応
3	包括的支援体制	大阪府における包括的な支援体制 (イメージ) 重層的支援体制整備事業の動き
	方向性	①セーフティネット ②人づくり ③福祉基盤 ④基盤強化 ⑤市町村支援
4	具体的施策	セーフティネット 現状・課題・方向性 ①重層的支援体制整備事業の推進 ②地域における権利擁護の推進 ③生活困窮者への支援 ④虐待やDV防止に向けた地域における取組みの推進 ⑤様々な課題への対応 (ひきこもり支援、ヤングケアラー支援、自殺対策、依存症対策、困難女性支援、孤独・孤立対策) 身寄りがない高齢者等への支援 ※1 成年後見制度の見直しへの対応 生活困窮者自立支援制度 住宅セーフティネット法の改正 ヤングケアラーへの支援 孤独・孤立対策
		人づくり 現状・課題・方向性 ①地域福祉のコーディネーターの連携 ②民生・児童委員が活動しやすい環境づくり (担い手確保、資質向上 等) ③ボランティアの参加促進・多様な機会創出 ④災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 (避難行動支援体制の充実、災害派遣福祉チームの体制強化、社会福祉施設における災害対策) ⑤介護・福祉人材の確保・育成 (人材確保・定着、参入促進、資質向上) ※2 ⑥教育・保育人材の確保 (養成及び修業促進、定着、資質向上) 災害に備えた福祉的支援体制 (平時からの連携体制、DWT)
		福祉基盤 現状・課題・方向性 ①安全・安心な福祉のまちづくりの推進 (居住支援、担当部局との庁内連携 等) ②社会福祉協議会に対する活動支援 (府社協の活動支援、地域貢献委員会、地域福祉力強化) ③地域の多様な主体 (企業、福祉施設等、隣保館、NPOなど) ④福祉基金の活用・推進 (効果的な活用、助成事業の見える化推進) ⑤矯正施設退所予定者等への社会復帰支援 (地域の支援者への理解促進、地域生活定着支援センターの課題検討、再犯防止に向けた取組み) ⑥第三者評価等による福祉サービスの質の向上 (評価の受審促進、第三者委員の設置の促進、スキルアップ等) ⑦社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査 (社会福祉法人等への指導監査、事業運営の確保)
4	市町村支援	現状・課題・方向性 ①市町村の取組みに対する支援 ②市町村地域福祉計画等の策定・改訂支援 ※2 「介護・福祉人材確保戦略検討分科会」において「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」の中間見直しについて審議中
4	計画推進	1 推進体制 2 進行管理

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

①包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
 - （1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
- ※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

②過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設
 - 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

①新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

②中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、第二種社会福祉事業等を実施可能とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施
- ・社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフトシェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- ・介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

● 重層的支援体制整備事業への取組み状況

府内43市町村のうち、26市町村が重層的支援体制整備事業に移行済み。
令和8年度から3市町が加わり、29市町村となる予定。

	新規	累計	新規に重層事業を開始した自治体
R3	2	2	豊中、大阪狭山
R4	5	7	枚方、高石、東大阪、阪南、太子
R5	4	11	高槻、八尾、富田林、交野
R6	7	18	堺、貝塚、茨木、河内長野、箕面、柏原、熊取
R7	8	26	吹田、泉大津、泉佐野、寝屋川、松原、羽曳野、四條畷、千早赤阪

● 市町村への後方支援事業（令和6年度）

研修の実施：4回201人参加（行政職員のほか、市町村社協職員等を含む）

アドバイザーの派遣：25市町69回（うち外部講師10回）

令和7年度も同様の取組みに加えて、2～3自治体による個別意見交換会を試行的に実施。

厚生労働省から講師派遣を受け最新情報を提供するとともに全体研修会、町村向け勉強会を開催。



重層的支援体制整備事業について／国の動きと市町村への影響

● 見直しの主な項目と市町村への影響

国の動き

市町村への影響

重層的支援体制整備事業実施の必要性を確認



体制(庁内、地域など)の再構築

多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- ・ 基準額表の見直し
- ・ 加算の創設
- ・ 事業開始から5年が経過した市町村に対する国の補助率引き下げ
(国1/2、府1/4、市町村1/4 → 国1/3、府1/3、市町村1/3)
- ・ 令和8年度以降新たに事業を開始する市町村の交付基準額の見直し
(令和7年度以前に事業開始をした市町村の基準額よりも減)



事業規模の見直し

多機関協働事業の「全部委託の禁止」

- ・ 委託範囲の明確化



委託事業の見直し

移行準備事業の終了(令和7年度まで)

重層的支援体制整備事業交付金の今後の取扱い(中長期的検討)

- ・ 地域福祉計画の2期間(概ね10年程度)を目途に、各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築を目指すよう記載



事業自体の見直し

● 令和8年度の新規事業(厚生労働省)

- ・ 過疎地域等における機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業
- ・ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

重層的支援体制整備事業について／国の動き

(1) 多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し

- 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村（令和8年度にあつては、令和3年度から事業を開始した42市町村）の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、**国3分の1、都道府県3分の1**とする。（※1・2）

(2) 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の見直し

（単位：千円）

【令和7年度以前に事業開始した市町村の交付基準額】

人口規模	見直し後			見直し前
	本体額	加算総額	合計額	
1万人未満	11,000	4,400	15,400	15,000
1万人以上～3万人未満	13,000	5,200	18,200	18,000
3万人以上～5万人未満	15,000	6,000	21,000	21,000
5万人以上～10万人未満	17,000	6,800	23,800	25,000
10万人以上～20万人未満	20,000	8,000	28,000	30,000
20万人以上～30万人未満	23,000	9,200	32,200	35,000
30万人以上～40万人未満	26,000	10,400	36,400	40,000
40万人以上～50万人未満	33,000	13,200	46,200	50,000
50万人以上	35,000	14,000	49,000	55,000

【令和8年度から事業を開始する市町村の交付基準額】

	本体額	加算総額	合計額	(参考) 移行準備事業 補助基準額
1万人未満	7,000	2,800	9,800	5,000
1万人以上～3万人未満	8,000	3,200	11,200	6,000
3万人以上～5万人未満	9,000	3,600	12,600	7,000
5万人以上～10万人未満	10,000	4,000	14,000	8,000
10万人以上～20万人未満	11,000	4,400	15,400	10,000
20万人以上～30万人未満	13,000	5,200	18,200	12,000
30万人以上 ～50万人未満	14,000	5,600	19,600	13,000
50万人以上	15,000	6,000	21,000	15,000

【加算要件（事業開始年度によらず共通）】

	加算要件	加算額
1	包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している市町村	本体額 × 20%の額
2	社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村	本体額 × 10%の額
3	同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている市町村	本体額 × 10%の額

重層的支援体制整備事業について／国の動き③

- 重層的支援体制整備事業の評価・検証の実施状況等を踏まえつつ、各分野の支援関係機関等や支援者等の対応力の強化の状況、連携体制の構築状況、多機関協働事業等における対応状況に係る実態把握を行った上で、必要な交付水準等を検討し、必要に応じて交付金の取扱いの見直しを行う。
- 2040年に向けて、すべての市町村での包括的な支援体制の整備を目指し、取組を進めていくため、包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業を実施する市町村にあつては、地域福祉計画の2期間（概ね10年程度）を目途に、各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築を目指し、事業の評価や検証を進めていただくようお願いする。
- 各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築に資する事業としては、例えば以下があげられる。

生活困窮者自立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援事業における住まい相談支援体制の強化 ○ 同事業によるアウトリーチ支援 ○ 地域居住支援事業 ○ 就労準備支援事業 ○ 認定就労訓練事業 ○ 各事業を通じた地域づくり
介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

※ 生活困窮者自立支援制度に関する詳細な資料は、以下に掲載している。

生活困窮者自立支援制度（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

※ 介護保険制度のうち地域支援事業に関する詳細な資料は、以下に掲載している。

総合事業（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

重層的支援体制整備事業について／国の動き④

● 多機関協働事業の委託範囲の明確化

市町村が主体的に担う業務について、委託していることが確認された場合は、交付対象外となる。

○ 重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業は、各分野の支援関係機関や支援者の対応力の向上や、支援関係機関の連携強化を通じた体制整備の事業であり、市全体の福祉の支援体制の在り方について企画・立案するもの。

⇒ 委託事業者の専門性や経験、行政側の人員体制不足のみを理由として業務のすべてを委託した場合、こうした事業の趣旨・目的が担保されない事業運営となるおそれもあることから、**事業趣旨・目的を確保する上で、必要な業務については、市町村が主体的に実施する必要がある。**

⇒ 市町村が主体的に担う業務は、以下のとおり（これらの業務が委託されていることが確認された場合は、多機関協働事業の委託に要する費用は、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象としないこととする。）。

市町村が主体的に担う業務

① 多機関協働事業が各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上、支援関係機関間の連携強化に資する事業の**枠組み・設計**となっていることを確保する観点

- ・ 多機関協働事業において取り扱う事例の判断基準の策定
- ・ 多機関協働事業により実施する重層的支援会議において、支援関係機関等の議論を円滑に進めるための会議参加にあたってのルール等の策定

② 多機関協働事業が、同事業の趣旨・目的に沿った**運用**となっていることを確保する観点

- ・ 重層的支援会議の開催、支援プランの決定（※ プラン案の作成は委託可）
- ・ 支援プランに基づく支援状況の確認、プラン見直しの決定

③ 多機関協働事業の質の向上が図られるよう、**評価・分析・見直し**が行われることを確保する観点

- ・ 同事業の評価・検証の実施（支援プランの分析等を通じた支援ニーズ等の把握・分析、支援関係機関からの意見聴取、費用対効果の検証等）
- ・ 評価・検証を踏まえ、各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上、支援関係機関間の連携強化を促進するための見直し方策の企画立案

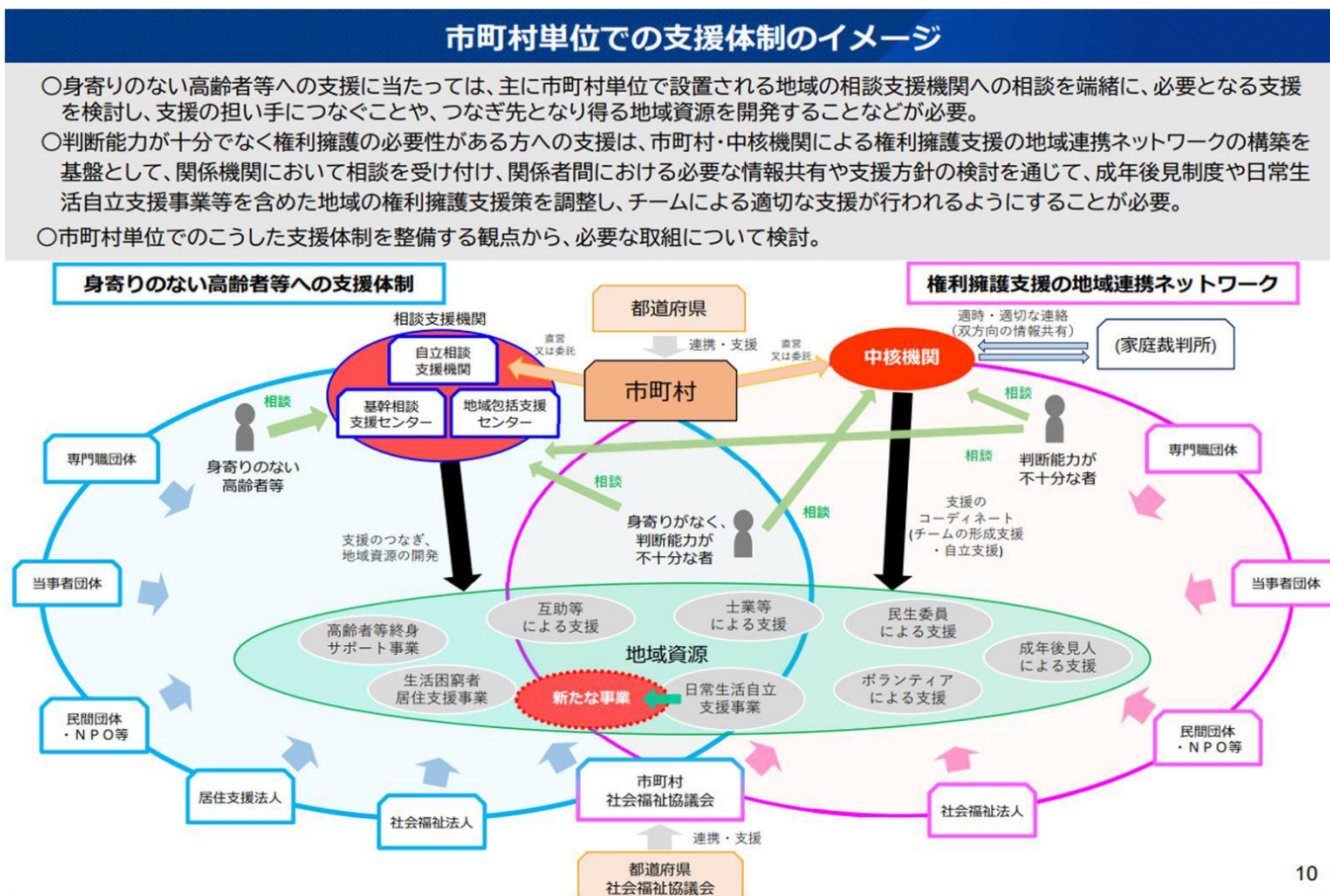
※ これらの業務以外の業務については、市町村と委託事業者の間で地域の実情に応じて、その分担を整理。

委託を行う業務の内容としては、例えば、以下の内容が考えられ、丁寧に協議を行った上で、適切な連携体制の下で実施。

- ・ 市町村が策定した判断基準に沿った、多機関協働事業で取り扱う事例の選定
- ・ 多機関協働事業のインタビュー・アセスメントシートの作成
- ・ 重層的支援会議開催に係る事前調整・運営補助業務（出席者の調整、会議資料の作成、会議の進行、会議結果の整理）
- ・ 支援プラン案の作成
- ・ 支援プランに基づく支援の進捗状況の整理、プラン見直し案の検討
- ・ 支援プランの分析等を通じた支援ニーズ等の把握・分析の補助
- ・ 各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上や連携強化を促進するための取組（定期的な意見交換、各分野の制度を理解するための勉強会等の実施）等

頼れる身寄りがない高齢者等への対応について①

○頼れる身寄りがない高齢者等への支援については、地域包括支援センターなどの相談支援機関が担うとともに、判断能力が十分でない方への権利擁護支援を行う、中核機関を中心とした地域連携ネットワークとの連携が必要となっていく。



頼れる身寄りがない高齢者等への対応について②

○頼れる身寄りがない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、日常生活自立支援事業を拡充・発展させ、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業を社会福祉法に規定し、一定の公的な関与のもと、社会福祉協議会を始め、多様な実施主体が事業を実施できるようにする方向性。

2-1 新たな事業について③

検討の方向性

【2. 対象者】

- ・判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがない高齢者等とし、地域で自立した生活を続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者
- ※ 身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適当ではないと考えられる。
- ※ なお、介護保険部会においても、「身寄りがない高齢者等」という表現・定義については、その意味が抽象的で受け手によって解釈が異なる可能性がある等の意見があった。

【3. 無低事業の要件】

- ・事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる
- ※ 無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが考えられる。

19

2-1 新たな事業について④

【4. 事業内容】

○ 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な人や身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施すること。

○ 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。

<事業内容の例>

- ・定期連絡等の定期的な見守り
- ・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
- ・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
- ・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり

○ 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とする。

<事業内容の例>

- ・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
- ・緊急連絡先の提供
- ・入院費用の支払代行

○ 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。

<事業内容の例>

- ・葬儀（火葬）・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
- ・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
- ・公共料金の収受機関等への連絡

○ 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない。

○ 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

20

2-1 新たな事業について⑤

【5. 契約締結】

- ・ 本人又は代理人と契約締結
- ・ 本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【6. 利用料】

- ・ 原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
 - ・ 利用料については、各地の最低賃金や新たな事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定
- ※ なお、利用料金が高額にならないよう検討が必要との意見があった。

【7. 実施主体】

- ・ 事業の実施主体に制限は設けない

【8. チェック体制】

- ・ 実施主体は都道府県知事へ届出
- ・ 都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
- ・ 実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
- ・ 加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守が望ましい

<実施主体が社会福祉協議会の場合>

- ・ 都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の日自事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会は新たな事業を実施
- ・ 運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

21

頼れる身寄りがない高齢者等への対応について④

○社会保障審議会福祉部会報告書において、頼れる身寄りがない高齢者等への対応について、新たな事業による対応だけでなく、以下のように整理されている。

■新たな事業による支援を通じて、地域の高齢者等のニーズに的確に応えていくためにも、地域福祉の推進に係る市町村の責務の一環として、地域の実情に応じた支援体制を構築することが必要である。

■社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項に基づき、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされているが、頼れる身寄りがない高齢者等への支援についても同条の「地域生活課題」に含まれると明確にした上で、具体的な対応として、

- ① 社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項に基づく包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に頼れる身寄りがない高齢者等の支援に係る市町村の役割等に関する事項を明記するとともに、
- ② 社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」において、頼れる身寄りがない高齢者等の支援に係る事項を明記する

ことが適当である。(p15)

頼れる身寄りがいない高齢者等への対応について⑤

○頼れる身寄りがいない、という状況に取り巻く課題を府民が考えるきっかけとするため、「身寄り問題を考えるセミナー」を大阪府、府社協、公益財団法人大阪府市町村振興協会の共催で令和8年2月26日に開催。

マッセ・市民セミナー
身寄り問題を考えるセミナー
 2/26 木
 13:30~16:30
 ※受付は13:00~開始します
入場無料

高齢になったとき、頼れる家族や身近な人がいなかったら——
 そんな不安を感じたことはありませんか。

「もしもの時、頼れる人はいますか？」実はこれ、誰にとっても身近で大切な問題です。
 このセミナーでは、困った時に助け合える地域の仕組みや公的な支援について、皆さんと一緒に考えます。

会場 大阪府立阿倍野区民センター
 大ホール
 〒545-0052
 大阪市阿倍野区阿倍野筋4-19-118

参加対象 どなたでもご参加いただけます
 ※お申込みが必要です

身寄り問題に興味のある府民
 市町村・市町村社会福祉協議会職員
 権利擁護支援中核機関職員や権利擁護関係機関の方

コーディネーター
 同志社大学 社会学部 教授 永田 祐氏

【第1部】講演
 「身寄り問題ってどういうこと？」
 同志社大学 社会学部 教授 永田 祐氏

【第2部】パネルディスカッション
 「身寄り問題にどう取り組むか」
 パネリスト（順不同）
 当事者の立場から（費中市民 2名）
 費中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子氏
 大阪弁護士会 弁護士 菊木 佳史氏
 社会福祉法人 玉葉福祉会 地域包括支援センター向日室
 主任介護支援専門員 山田 美代子氏

【主催】
 大阪府・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・公益財団法人大阪府市町村振興協会（マッセOSAKA）

【お問い合わせは…】
 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
 地域福祉部 権利擁護推進室
 ☎542-0065 大阪市中央区中寺一丁目1番54号
 大阪社会福祉指導センター3階

電話：06-6764-7760
 （受付時間：平日午前9時～午後5時30分）
 メール：koken@osakafusyakyo.or.jp

参加申し込みフォーム

近年、「身寄りがいない」「頼れる人が少ない」という問題は、特別な人だけのものではなく、私たち誰にとっても身近な課題になっています。このセミナーでは、実際に地域で支援に取り組んでいる方や当事者の声を聞きながら、「自分だったらどうするだろう」「地域で何が出来るだろう」と一緒に考えていきます。もし自分や家族、近所の人が困ったとき、不安を安心に変えるためにどんな支えがあるのか。自分でできること、地域で助け合えること、公的な支援のことなど、一緒に、これからの安心について考えてみませんか？

会場 大阪府立阿倍野区民センター
 大ホール
 〒545-0052
 大阪市阿倍野区阿倍野筋4-19-118

大阪メトロ谷町線「阿倍野」駅⑥号出口から西へ50M
 阪堺電車上町線「阿倍野」駅から南西へ180M
 大阪メトロ御堂筋線「天王寺」駅・JR「天王寺」駅
 近鉄南大阪線「大阪阿倍野橋」駅から南へ800M

お申込み方法 締切:令和8年2月17日(火)

- 【フォームでのお申込み】**
<https://forms.gle/eDuYG4MW9rwkpDam9>
 にアクセスいただくか
 右の二次元コードを読み取り、申込フォームからお申込みください。
 事前にアンケートを取っております。ご協力をお願いいたします。
- 【電子メールでのお申込み】 申込先アドレス: koken@osakafusyakyo.or.jp**
 件名欄:「マッセ市民セミナー申込」と入力
 本文欄:①ご氏名・ふりがな ②勤務先・所属部署・役職(法人・団体の方のみ)
 を入力のうえ、上記アドレスにメールを送信ください。
 申込フォームをこちらから返信いたしますので、フォームにご記入のうえ、ご返信をお願いいたします。
- 【上記①、②では お申込みできない方】**
 お電話やFAXにてお問合せください。
 電話:06-6764-7760 (受付時間:平日午前9時～午後5時30分)
 FAX:06-6764-7811

成年後見制度の見直しへの対応（成年後見制度の見直し）

○法務省 法制審議会 民法（成年後見関係）部会（R6.2月設置）

○令和6年2月、法務大臣から法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、令和8年2月12日に法制審議会において、民法改正要綱をとりまとめ。今後、国会に提出され、審議される見通し。成年後見制度の類型を見直し、本人の必要性に応じて代理権を付与をする「補助」に一本化する改正内容を予定。

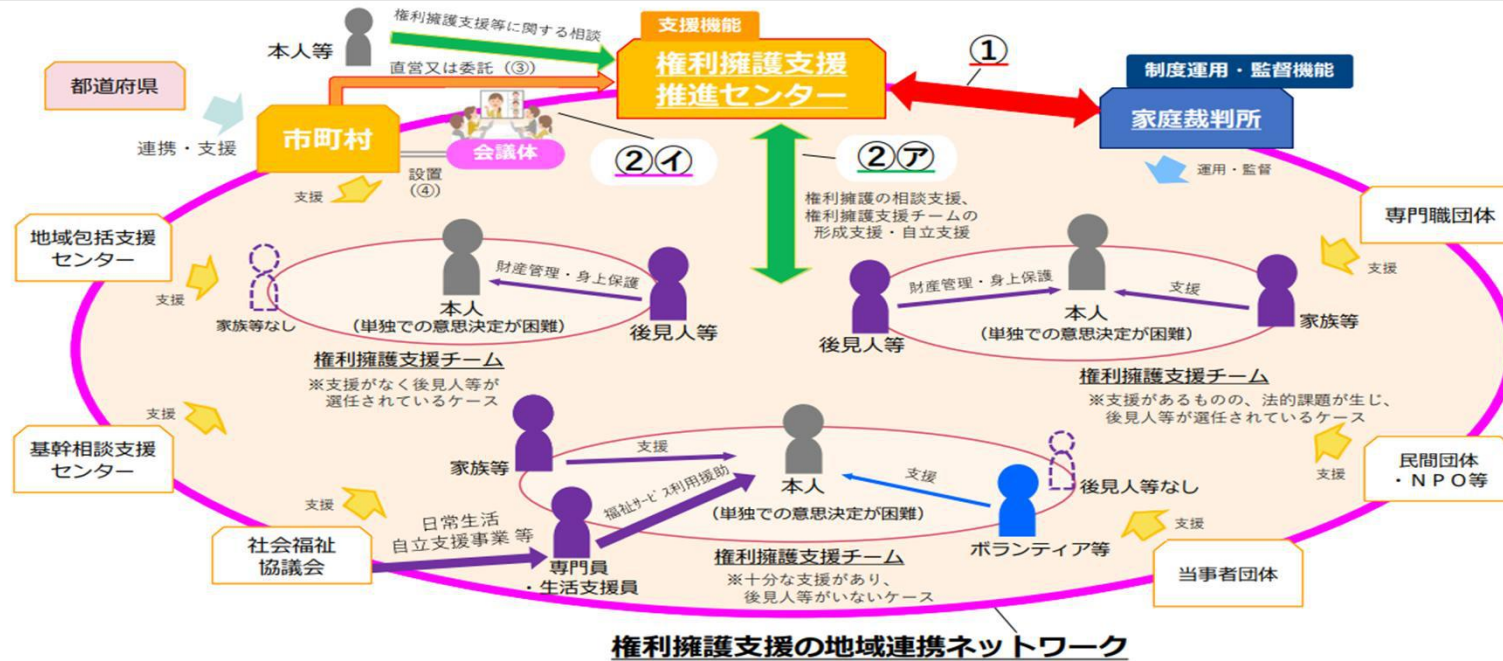
法定後見制度の見直しの概要				令和8年1月 法務省民事局
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度			
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている			
対象者の能力	不十分		著しく不十分	欠く常況
制度	補助		保佐	後見
支援を行う者	補助人		保佐人	後見人
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理 重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択			
見直し後の制度	適用範囲の拡大			廃止
対象者の能力	不十分		欠く常況	
制度	補助		選択可	
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則	
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し	
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択			
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判	
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人	
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為	

成年後見制度の見直しへの対応

- 民法改正に伴い、後見制度が必要性の観点から、代理権を付与するという制度に変わる。本人の課題（破産などの財産上の課題や福祉施設への入所契約など）が解決したら、制度利用を終了することになるが、その終了について、意見照会が家庭裁判所から市町村の中核機関に行われることとなる。それに伴う、社会福祉法改正の方向性は以下の通り。
- 中核機関については、「権利擁護支援推進センター」という名称で法定化し、市町村に努力義務化。中核機関が設置する協議会への守秘義務の付与。
- 「権利擁護支援推進センター」の業務については、以下の3点。
 - ①民法改正に伴う、家庭裁判所からの成年後見人等の選任・交代・終了にあたっての意見照会の対応。
 - ②権利擁護支援などの相談に対する、専門的助言等の確保や支援のコーディネートを行う業務。
 - ③専門職団体や関係機関等の連携強化を図るための関係者のコーディネート業務。

4 中核機関の位置付け等について（5 / 5）－概要イメージ－

- ①（今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、）市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に回答を行う。
 - ②ア 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、「権利擁護支援の内容の検討」や「支援を適切に実施するためのコーディネート」を行う業務。
 - ②イ 「専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート」を行う業務（会議体の運営等）。
- (注) 権利擁護支援推進センターを設置していない市町村においては、市町村自ら②の各業務を実施するよう努めるとともに、①に対応することとなる。



権利擁護支援の地域連携ネットワーク

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定的な生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定的な生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

1. 居住支援の強化③

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
→ 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
→ 大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

改正内容

- 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
- 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
→ 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

改正内容

- 住居確保給付金を拡充
※ 転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
※ 衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

改正内容

- 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
- 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
- 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

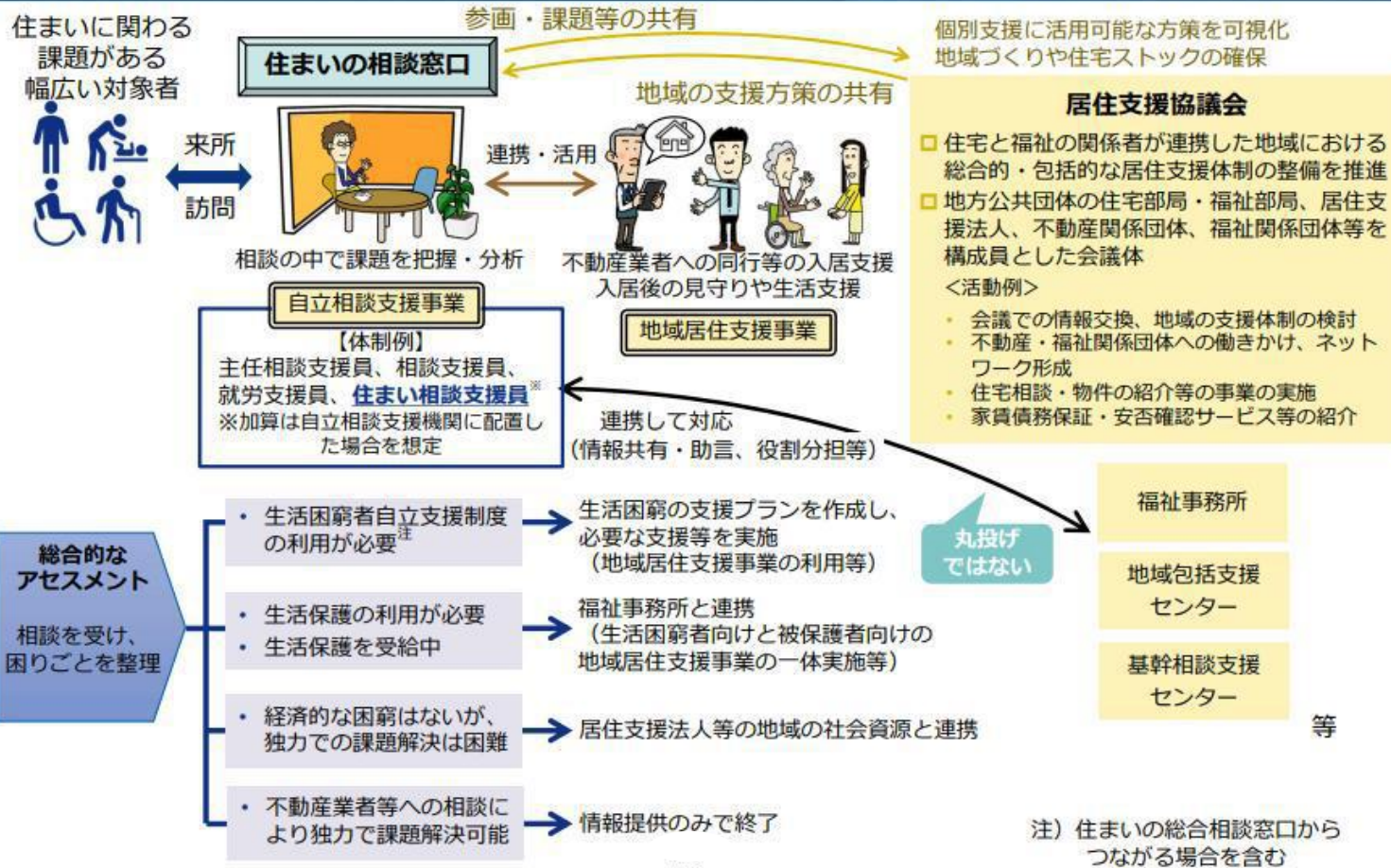
- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

改正内容

- 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
- 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
- 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

(※) 【住】とあるものは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）による。

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律(令和6年法律第43号)

令和6年6月5日公布

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・ 終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**(住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**)

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

- ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務に**、入居者からの委託に基づく**残置物処理を追加**

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

- ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)を国土交通大臣が**認定**

⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2.参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

- ・ **居住支援法人等**が、要配慮者のニーズに応じて、**安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が**認定**)

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費(家賃)**について**代理納付(※)**を**原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証を原則引受け**

<居住サポート住宅のイメージ>



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

- **市区町村**による**居住支援協議会(※)**設置を**促進(努力義務化)**し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

不動産関係団体
(宅建業者、賃貸住宅
管理業者、家主等)

居住支援法人
福祉関係団体
(社会福祉法人等)

都道府県・市区町村
(住宅部局、福祉部局)

18歳以上のヤングケアラーへの支援について

改正子ども・若者育成支援推進法(令和6年6月12日 公布・施行)では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。

その施行通知において、ヤングケアラーへの支援は、おおむね30歳未満の者を中心として、状況に応じ40歳未満の者も対象となり得ること、18歳以上のヤングケアラーへの支援体制構築が主に都道府県の役割として明確化されたこと及び「大阪府ヤングケアラー支援推進指針」の改定内容を踏まえ、令和7年度のヤングケアラー支援の事業内容を検討。

18歳以上の大学生世代や大人については、進学や就職といった自立に向けた移行期にケアに多くの時間を費やすことにより、周囲との経験の差が顕著になることで孤立感や自己肯定感の低下を感じやすく、適切な支援がなければ自立に向けた次のステップに進むことができない等のリスクがある。

■18歳以上のヤングケアラーの特徴

高校卒業後は学校(教員、SSW、SC等)等の頼れる社会資源がなくなる、児童福祉法の枠組みから外れる、活動圏域も広域になる

介護、障がい等のサービスの導入による負担軽減だけでなく、「自立に向けた寄り添う支援」により若者期における自信を育み、次のステップに進むための準備が必要

同世代の「ロールモデル」の存在や「ピアスタッフ」による受容と共感により、本人のこれまでの歩みを大切に、仲間からの学びを通じてエンパワメントにつなげる必要がある

市町村域を超えて繋がり続けることのできる相談機関、オンラインサロン等居場所の設置

ヤングケアラー支援について知見と経験を豊富に有する福祉専門職と家族のケアを経験してきたピアスタッフによる専門的な支援

大阪府において、【18歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業(大阪府ヤングケアラー相談)】を実施

※18歳以上のヤングケアラーについても、本人が担っているケアを介護等の外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援は市町村が実施

「大阪府ヤングケアラー相談」について

「大阪府ヤングケアラー相談」の概要

対象者

大阪府内に在住・在学・在勤の18歳以上の方

事業内容

■相談窓口 メール、電話、オンライン（Zoom）、対面 など

▶支援者、関係者等からの相談も可

メール：yc_osakafu@ycballoon.org

電話：06-4790-8881(受付時間:平日10時から18時)

■オンラインサロン

同世代の同じ経験を持つ仲間とつながることができる場

▶Zoomにて偶数月に1回、奇数月に2回開催

▶ニックネーム、画面オフでの参加OK!

■各種サポート

○役に立つ制度やサービスの紹介

▶介護保険、障がい福祉、保育サービス、経済的支援などを紹介

○市役所等への同行支援

▶関係機関との調整、行政等の窓口へ同行しての手続きサポート

○ライフキャリア・サポート

▶進路相談や就労・自立への相談 等



オンラインサロンの
開催情報等を
お知らせします



18歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業

大阪府ヤングケアラー相談

大阪府内に在住・在学・在勤の18歳以上対象

家族のこと、家のこと、これからのこと、
一緒に考えてみませんか。

「もしかしたら自分もヤングケアラー（だった）かも…？」
そんなふうにはっきりしない場合でも、遠慮なくご連絡ください。家族の
ケアをしてきたスタッフや、福祉の専門職があなたのお話をお聞きします。



オンラインサロンで、同じ経験を持つ仲間とつながることもできます。

必要なときはこんなサポートも!

役立つサービスの紹介

同行支援

ライフキャリア・サポート

主催 大阪府 事業運営 NPO 法人 ふうせんの会

詳しくは
裏面へ

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下の孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応するため、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→ 取組を強化し、引き続き重点的に推進。

- ・ 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
- ・ 「つながりサポーター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
- ・ 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組を推進。



②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

【現在直面している課題】

✓ 小中高生の自殺者数が過去最多

- － 令和6年は529人と過去最多。
- － 女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生ともに増加している現状



【中長期的な課題】

✓ 将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み

＝孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み

- － 単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

✓ 孤立死者数の推計：約2万2千人

- － 孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- － 「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたもの。



- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進 など

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(R6.6.11決定(R7.5.27一部改定))のポイント

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている(推進法第8条)。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念(推進法第2条)

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

孤独・孤立対策／大阪府の取組み

「孤独・孤立の状態」とは、孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態を言います。

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐため、地域のつながりづくりや取組みの輪の拡大などに取組んでいます。

● 孤独・孤立対策強化月間における取組み(令和7年度)

● 啓発イベント

- ・夢のファミリーフェスタ2025(主催:吹田市民生・児童委員協議会)
- ・富田林市福祉なんでも相談(出張相談会)(主催:富田林市)

※「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」及び「孤独・孤立対策強化月間」の取組みとして参加



● チラシの配付及びポスター・のぼりの掲出



● つながりサポーターの養成

孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で「困っている人をサポートする人」=「つながりサポーター」を養成。



● 居場所の確保

民間団体が行う地域での居場所づくりやつながりづくりの活動を支援。

大阪府福祉基金による助成:令和6年度2団体、令和7年度8団体

● 大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォームの設置

人と人とのつながりが希薄になる中、新型コロナを経て孤独や孤立の問題は一層深刻化。

孤独・孤立の問題を社会全体で支えていく必要がある。

行政の対応だけでは難しくオール大阪で孤独・孤立の取組みをすすめるため、「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」を設置。

年1回程度、情報交換・発信のためフォーラムを開催

参画団体数:164(うち、団体92、地方自治体33、社会福祉協議会39)R8.1.31

災害に備えた福祉的支援体制について

(1) 平時からの連携体制の構築

(包括的支援体制の整備における防災との連携)

- 国及び地方公共団体は、包括的な支援体制の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、当該措置の推進に当たっては、保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが社会福祉法で規定されているが、災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、「防災」との連携を加えるべきである。
- 福祉的支援の体制づくりをより一層進めるためには、受援のための体制づくりにも留意が必要である。
- なお、防災、復旧・復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への女性参画についても取組を進める必要があるとの意見があった。

(地域福祉(支援)計画における災害福祉に関する記載事項)

- 地方自治体が作成する地域福祉(支援)計画の記載事項は社会福祉法で規定されているが、これに、災害福祉に関する事項を追加すべきである。
- また、具体的な記載事項として、地域福祉(支援)計画策定のガイドラインを改定して以下の記載を求めることとし、計画策定の過程において災害時の対応を検討しておくよう促すべきである。
 - ・市町村地域福祉計画において、防災関連施策(※1)や災害ボランティア活動(※2)に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において連携・協力を行う内容や、福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方策(※3)について記載する。
 - (※1)個別避難計画の作成・活用、災害ケースマネジメントの実施 等
 - (※2)社協が実施するボランティアセンターの取組、災害支援を専門とするNPOが実施する活動 等
 - (※3)他市町村との連携、地域における協力体制の構築 等
 - ・都道府県地域福祉支援計画において、DWATの整備状況、災害時における役割や実施内容(※4)について記載する。
 - (※4)市町村別の整備状況の把握、体制の増強、発災時の積極的な活用 等
- 包括的な支援体制整備や地域福祉計画の策定にあたっては、支援の長期化や他の災害福祉支援との関係にも留意が必要である。

災害に備えた福祉的支援体制について

(2) DWATの平時からの体制づくり・研修等

(DWATの法制化)

- DWATの体制整備や災害時の支援をより安定的、かつ円滑に行うという観点から、DWATについての法制度を整備すべきである。
- 災害時における福祉従事者の確保が可能となるよう、災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度を整備するとともに、災害時に福祉的支援に従事する者に対する研修及び訓練の実施に関する規定を設けるべきである。
 - ・ 災害時には広域的な対応が必要となる場合があり、その際には研修を受講したDWATチーム員が派遣されることから国が登録名簿の管理や研修を実施することとし、併せて、DWATの養成・派遣を円滑に行うためには地域の主体性や実状も勘案する必要があることから、都道府県災害福祉支援ネットワークも関与することとすべきである。
 - ・ 都道府県においても福祉従事者に対する研修及び訓練の機会の提供等を行うよう努めるものとすべきである。
 - ・ 生活圏域や市町村単位でDWATを組成可能とするための養成や、訓練にあたって、地域住民・関係機関と連携した生活圏域での実施、また広域での実施にも留意すべきである。
 - ・ DWATの登録、研修、派遣等の実際の運用にあたっては、迅速な派遣や、支援のフェーズに応じた他の災害時の福祉支援との関係にも留意が必要である。

(DWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務)

- DWATチーム員が所属する法人・事業所の使用者に対して、都道府県知事の派遣要請に対応することができるための配慮をする旨の努力義務を課すべきである。
- なお、DWATチーム員を派遣する施設・事業所への支援についても検討が必要であるとの意見があった。

(DWATチーム員に対する秘密保持義務)

- 避難所等においてより適切な福祉的支援の提供を行うため、DWATの活動に必要な要配慮者等の個人情報適切に入手、活用する観点から、DWATチーム員に秘密保持義務を課すべきである。

(その他)

- 災害時の福祉施設・サービス事業所の機能回復のための人材確保をどのようにすべきかという意見があった。

地域福祉の担い手の確保とSNSの活用について、ご意見をいただきたい。

● 該当箇所

第3章 地域福祉の推進方策

3 具体的施策

(2)地域福祉を担う多様な人づくり

③ボランティアの参加促進・多様な機会創出

《現状と課題》

- ▽ ボランティア活動において、ボランティアの力が発揮されるためには、地域のボランティアコーディネーターなどの人材育成や、ボランティアに対する活動相談・情報提供、活動の場やボランティアの募集・開拓等を行うコーディネート機能が重要になります。
- ▽ また、地域福祉活動の推進にあたっては、一人ひとりが、様々な地域生活課題に気づき、自ら取り組む必要性を学び、課題解決に向け、問題意識を共有し協働・実践することが大切です。
このため、身近な地域で、地域生活課題に関する学習会等を実施し、様々な人々が学びあうことで、地域住民等の地域福祉に関する活動に対する関心の向上及び当該活動への参加を促し、地域福祉の人材を育成することも必要です。
- ▽ 今後、進展していく「人口減少・超高齢社会」に対応していくため、ボランティア団体に属し活動を行うようなこれまでの担い手感から、「日常生活の中で無理なくできる」、「人間関係に煩わされない」、「特別の知識・技能がなくてもできる」、「個人だけで気軽に参加し活動できる」など担い手感の変化を捉えて対応していく必要があります。

《第5期計画における具体的取組み》

(地域づくりにつながる人材の育成)

- ▼ 地域団体が抱える情報発信、運営改善及び事業戦略等の運営上の課題解決を支援し、地域活動の運営基盤を強化するため、社会人等が、自らの経験・スキルを活かして支援する「プロボノ(※)」として、社会貢献活動に参画する機会を創出します。
- ▼ 地域住民等による主体的な地域づくりを進めるため、小地域ネットワーク活動等の地域住民の活動を支援することにより、地域住民が見守り、支え合う取り組みを市町村及び市町村社協等と連携して進めていきます。
また、生活に根ざした社会的活動の積み重ねが地域福祉の担い手の育成につながるため、本人の興味・関心に合う参加しやすいボランティア活動や、時間や場所の制約がないICTやSNSを活用した活動等、多様なニーズや社会環境の変化にも対応した地域福祉活動について、先進事例の提供等を行います。
- ▼ 地域において、見守り・声かけ訪問活動や、高齢者等のサロン活動、ミニデイ サービス活動、子育て支援活動等の地域生活課題の解決に向けた社会資源を創出するため、地域の子どもから高齢者まで様々な世代や立場の人が一緒に、差異や多様性を認め合いながら、自分たちが暮らし、活動する地域について考え、学び合える機会の創出に取り組みます。

● SNSを活用した例

◆ アプリによる周知：

多くの自治体が住民に登録を推奨している街と地域のデジタルコミュニティ。暮らしに関する情報のやりとりや、困ったときの相談、使わなくなったモノの譲り合い、ご近所コミュニティの組成や参加など、地域や街の人たちが気軽に簡単に繋がることにより暮らしをより便利で豊かにします（PIAZZA株式会社ホームページから引用）。



イベント/習いごと

イベントや習い事の情報は人気！「こんなの見つけたい！」「参加してきました！」などのクチコミが飛び交っています。



ご近所リユース

家具・家電など大きなモノのリユースも。すぐ取りに行けるのはご近所ならでは！



おしえて！

子連れで行けるレストラン、美味しいケーキ屋さん、おすすめ歯医者さんなど知りたいことも気軽に聞ける！回答率90%以上！



◆ ホームページによる周知：河内長野市南花台（移動支援など）

クルクル運営スタッフ募集中

南花台モビリティ クルクル運営スタッフ募集中

「クルクル」は、地域にお住いの方向士で支えあう仕組みです。現在、一緒に取り組んでいただける方を募集しています。ドライバー、添乗員、予約受付、広報などさまざまな役割があります。参加したい！詳しく話を聞きたい！という方は、河内長野市社会福祉協議会（0721-65-0133）までご連絡ください。

運行チーム（ドライバー・添乗員）
クルクル（ヤマハ発動機のゴルフカート）手動運転のドライバー・添乗員を募集しています。普通運転免許があれば、運転講習を受けていただくことでドライバーとして活動できます。添乗員は、タブレット端末を使い、利用者の乗り降りのサポートや運行ルートの管理を行います。地域内の移動を支える活動に参加しませんか？

予約受付チーム
クルクルの運行管理や利用者の方の受付をコンビニ1階の受付スペースで、対面や電話で行います。利用者の方とのコミュニケーションも多いです。お話好きな方、PCが得意な方、一緒に活動しませんか？

広報チーム
クルクル関連の広報を行うチームです。チラシの内容の検討や地域への配布などを行っています。最新情報に触れながらどうすれば地域の方々に広く情報を伝えられるか、一緒に考えてみませんか？

ボランティアスタッフ募集にあたって

- クルクルの運行にかかるボランティア活動は、シフト制で行っており1回あたり2~3時間程度です。活動時間は9:00~16:00の間、運行は、月・木・土曜日です。（詳しくはお問い合わせください）
- 運転免許を必要としない活動も多々ありますので、地域の移動支援やボランティア活動に興味のある方は、お気軽にご参加ください。
- 今後自動運転走行ルートの延伸を進めています。延伸にあたり走行の遠隔監視等の最新技術の導入も行う予定です。興味のある方、是非ご参加ください！

クルクル〔オンデマンド運行〕

<運行概要>
ご希望の乗降ポイントまでの送迎を行っています。乗降ポイントは南花台地区内のコノミヤ、ふれあいプラザ、公民館等施設や地区内の電柱約300箇所です。乗降ポイントにはクルクルのロゴマークのついた看板を設置しています。

<走行日>
毎週月・木曜日 9:30~15:30
※年末年始を除く
※警報発令時は運休します。荒天（雷・雪など）の場合は、運転を見合わせる場合があります。
※運行状況を確認される場合は0721-62-5123にご連絡ください。

<予約方法>
電話予約 or 受付拠点で予約できます。
予約受付時間： 9：15~15：00
電話：0721-62-5123
受付：クルクル受付拠点（コノミヤ南花台店1F）

受付拠点 乗降ポイント

● 本人の興味・関心に合う参加しやすいボランティアの例

興味・関心に合わせた活動：
山歩き+清掃活動=クリーンハイキング

【ボラスタ】箕面の山の自然を楽しみながらクリーンハイキング～落ち葉清掃編～

2025年12月14日(日)9:40~12:30

豊かな自然に包まれる箕面山麓。新緑や紅葉の季節に、自然を楽しみながら、山歩き+清掃活動=クリーンハイキングに参加してみませんか？「ボランティア活動」に関心のある方なら、初心者でも大丈夫です。ハイキングしながら自然保護・保全・育成に貢献するプログラムです。

● SNSによらない例

紙媒体（社協だより）による周知：
大阪市北区

北区社協だより

住民同士の助け合い活動

●ご利用には、利用料が必要となります。

利用料金 (車台1,000円)	サポート料金
利用料 30分/250円 1時間以上は490円以上	利用料 30分/250円

安全運転、事故発生時の応急処置、火災・盗難・盗品・急病時の対応、車庫の管理、車検の対応、車庫の管理、車庫の管理、車庫の管理

申込：問合せ まちととも ☎06-6313-5567